

お知らせ information

2016

9

■申請を忘れずに！この給付金

平成26年4月の消費税率引き上げによる影響を緩和するため、所得が低い方に対して「臨時福祉給付金」と、一億総活躍社会の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及びにくい所得の少ない年金受給者に対して「年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族基礎年金受給者向け)」を支給します。

◆年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族基礎年金受給者向け)

対象者

・平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者で、平成28年5月分の障害基礎年金、遺族基礎年金等を受給されている方

※ただし、4月～7月に実施した「年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)」を受給した方は対象になりません。

◆臨時福祉給付金

対象者

平成28年1月1日時点で本市に住民登録をされている方で、平成28年度分の住民税が課税されていない方

※課税されている方に扶養されている方や、生活保護の受給者は対象になりません。

※同時期に実施する「年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族基礎年金受給者向け)」の支給対象者も受給できます。

支給額／対象者1人につき、3千円

①窓口にて持参してください。
申請期間／
9月下旬から平成29年2月28日(火)まで

▼その他

※平成28年1月2日以降に本市に転入された方は、平成28年1月1日現在の住民票のある市区町村にご確認ください。

※給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報」の詐取にご注意ください。

申し込み・問い合わせ

市社会福祉課障がい福祉グループ
☎ 23・6201
☎ 23・6453

■男女共同参画推進委員会委員を募集します

市では、男女共同参画の推進のため、「男女共同参画推進委員会」を設置しています。

このたび、一般公募の委員を募集します。

応募資格

市内在住の満18歳以上(高校生を除く)で、市の審議会等の公募委員ではない方

募集人数／3名以内

任期／2年(平成28年11月～平成30年10月)

応募期限／
9月30日(金)まで

応募方法

所定の応募用紙に住所、氏名等を記入のうえ、郵

送、ファックス、Eメールで送信していただくか、市地方創生課へ提出してください。

※応募用紙は市役所3階地方創生課窓口に配置しているほか、ホームページからもダウンロードできます。

応募先・問い合わせ

市地方創生課総合戦略推進グループ
〒097-8686
中央3丁目13番15号
☎ 23・6192
Fax 23・3281

✉ tiHOUSE@city.wakkanai.hokkaido.jp

■体力年齢を知ろう「あなたの体力しらべ隊」



あなたの体力しらべ隊では、測定結果を全国と比較して、健康及び体力状態をわかりやすく解説し、参加した市民の方へ、健康・体力の維持増進へのアドバイスをしています。

多くの市民の皆さんの参加をお待ちしています。

日時／10月15日(土)

9時～11時30分

場所

市緑体育館(緑2丁目)

参加対象／小学生以上

※小学生未満も参加できませんが、体力年齢は測定できません。

内容

・身体測定：身長、体重、体脂肪、血圧

・体力テスト：握力、上体起こし、長座体前屈

(65歳未満の方)

反復横とび、立ち幅とび、20メートルシャトルラン

(65歳以上の方)

10メートル障害歩行、6分間歩行、開眼片足立ち

※運動しやすい服装で上靴を持参してください。

問い合わせ

市社会教育課スポーツ推進グループ
☎ 23・6521

■観光ボランティアガイドの全道大会開催!

全道各地で活躍する観光ボランティアガイドの全道大会が10月6日、7日に稚内で行われます。

大会では、基調講演、分科会、エクスカーション等が行われます。

◆基調講演にはぜひ市民の皆さんもお越しください

6日の基調講演は、観光関係の方だけではなく、一般の皆さんの参加も心から

お待ちしております。

日時／10月6日(木)14時20分から

会場／総合文化センター

入場料／無料
演題／

北緯50度国境紀行、宗谷海峡を越えてサハリンへ

講師／斉藤マサヨシ氏

問い合わせ／一般社団法人 稚内観光協会
☎ 24・1216

■平成28年社会生活基本調査を実施します

総務省統計局(北海道)では、10月20日現在で社会生活基本調査を実施します。

この調査は、国民の生活時間の使い方やさまざまな活動状況を調べ、暮らしや社会のための基礎資料として活用します。

10月上旬から中旬にかけて、調査員が調査をお願いします。

調査の主旨にご理解いただき、ご回答をお願いします。

問い合わせ

社会生活基本調査コールセンター
☎ 0570・03・7931(ナビダイヤル)

IP電話・PHSの場合
☎ 03・6748・1973

北海道総合政策部情報統計局統計課
☎ 011・204・5144

9月は水道料金の特別徴収強化月間

この期間は、夜間の電話による催告や身分証明書を携帯した徴収員による訪問など、未納世帯への確認、未納額縮小に向けた対応を進めています。水道料金課では、水道料金等に関するご相談をお受けしていますので、お気軽にご相談ください。

問い合わせ／市水道料金課料金グループ ☎ 23 - 6514